

**お知らせとお願い**

- 医療費控除や事業・農業所得などを申告する方は、金額や収支の内訳などの集計を事前に済ませた上でお越しください。
- 「市民税・県民税申告書」が必要な方は郵送しますのでご連絡ください（申告会場にも申告書を用意しています）
- 市民税・県民税において、次のような制度は原則として期限後の申告では適用が認められません。所得税の確定申告、市民税・県民税の申告のいずれかに必要事項を明記の上、必ず期限内に提出してください。

- ・住宅借入金等特別税額控除（年末調整で適用を受けている場合は申告不要）
- ・上場株式などの配当、源泉徴収選択口座内の株式などの譲渡所得を申告するかどうかの選択
- ・白色申告者に事業専従者がいる場合の控除
- ・損失額の繰り越しや、前年以前から繰り越した損失額などの控除

**医療費控除を受ける方へ**

医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」が必要です。なお、内容に応じておむつ使用証明書や在宅介護費用証明書などが必要となる場合があります。

また、健康の保持増進および疾病の予防として一定の取り組みを行う方が、特定一般用医薬品等購入費（※）を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。この特例の適用を受ける方は、①「セルフメディケーション税制の明細書」の提出および②適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類の提出または提示が必要となります。市や税務署から内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費をいいます。

**集計は必ず事前に**

相談時間や待ち時間の短縮のため、必ず事前にご自身で集計してください。

**①30年中に支払った医療費の控除を受ける方**

医療を受けた人、病院ごと、診療の内容ごとに集計を行ってください。また、セルフメディケーション税制の特例の適用を受ける場合は、支払った医療費のうち、スイッチOTC医薬品の購入費を明確に区分してください。

**②営業、農業、不動産収入がある方**

平成30年中の収入、経費について、帳簿や領収書をもとに集計を行ってください。具体的には、水道代、光熱費、交通費、（農業の場合は種苗代、肥料代、農薬代）など項目ごとに集計してください。

※集計がされていない場合は申告相談を受けることができません。必ず事前の準備をした上で会場にお越しください。

**▶市民税・県民税の申告についての問い合わせ**

税務課市民税担当（内線231・232）

**▶所得税の確定申告についての問い合わせ**

行田税務署 ☎ 556—2121

**平成31年度 市民税・県民税、所得税**

**申告相談**

申告期間は  
2月5日(火)から  
3月15日(金)まで

市民税・県民税の申告は、前年1年間の所得に対する税額を適正に算出するための課税資料として、申告書の提出をしていただくものです。また、所得税の確定申告も一部、併せて受け付けしますので（「受け付けできない申告」参照）、日程および会場を確認の上、ご利用ください。

**市民税・県民税の申告が必要な方**

平成31年1月1日現在、本市にお住まいで前年中に所得があった方は、原則申告が必要です。ただし、次の方は申告不要です。

- ①所得税の確定申告をする方
- ②給与所得者で勤務先から市に給与支払報告書が提出され、その給与所得以外に所得がない方
- ③合計所得金額が28万円以下の方  
※公的年金収入のみの場合、公的年金収入が98万円以下（65歳以上の場合、148万円以下）で他に所得がない方は合計所得28万円以下の方に該当します。

※所得のない方や公的年金収入のみ以外の③に該当する方でも、税務関係証明書が必要となる場合や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減を受ける場合には、申告をする必要があります。

**受け付けできない申告**

消費税や贈与税に関する申告の他、所得税の確定申告のうち次のようなものは、市の申告相談ではお受けできませんので、行田税務署にご相談ください。

- ・株式や土地の譲渡に関する申告
- ・繰越損失の申告
- ・青色申告
- ・先物取引に関する申告
- ・過年度（平成29年分以前）の申告
- ・亡くなった方、外国人の方の申告
- ・住宅ローン控除のうち認定長期優良住宅、増改築等に関するもの

**平成31年度 市民税・県民税申告相談開催日程**

【受付時間：午前9時30分～午後4時】

期 日	曜 日	会 場	地 区	混雑予想
2月5日	火	太井公民館	西新町、苅里山町、清水町	混雑 ■■■■□
6日	水		門井町1・2・3丁目、棚田町1・2・3丁目、押上町、深水町	大混雑 ■■■■■
7日	木	持田公民館	持田1・2・3丁目	混雑 ■■■■□
8日	金		持田4・5丁目、大字持田、前谷、駒形1・2丁目	混雑 ■■■■□
13日	水	中央公民館 (みらい) 第1学習室	大字佐間、佐間1・2・3丁目	大混雑 ■■■■■
14日	木		旭町、向町、緑町、下忍、堤根、樋上	やや混み ■■■■□
15日	金		埼玉	やや混み ■■■■□
17日	日		全地区	大混雑 ■■■■■
18日	月		野、渡柳、利田	大混雑 ■■■■■
19日	火		谷郷1・2・3丁目	混雑 ■■■■□
20日	水		総合体育館 (グリーンアリーナ) 2階 研修室	大字谷郷、栄町、斎条、和田
21日	木	同上	上池守、下池守、皿尾、中里、小敷田、白川戸	混雑 ■■■■□
22日	金		荒木、小見	混雑 ■■■■□
26日	火	総合福祉会館 (やすらぎの里) 第3研修室	須加、下中条	混雑 ■■■■□
27日	水		北河原	混雑 ■■■■□
28日	木		酒巻、犬塚、馬見塚	やや空き ■■■■□
3月1日	金		中江袋、南河原	やや混み ■■■■□
4日	月	長野公民館	桜町1・2・3丁目、富士見町1・2丁目	混雑 ■■■■□
5日	火		大字長野、長野1・2・3・4・5丁目	混雑 ■■■■□
7日	木	太田公民館	藤原町1・2・3丁目、若小玉、藤間、関根	混雑 ■■■■□
8日	金		下須戸、小針、真名板	混雑 ■■■■□
12日	火	商工センター	大字忍、忍1・2丁目、本丸	大混雑 ■■■■■
13日	水		矢場1・2丁目、行田、宮本、中央	混雑 ■■■■□
14日	木		城西1・2・3丁目	混雑 ■■■■□
15日	金		城西4・5丁目、天満、城南	混雑 ■■■■□

**申告相談にお持ちいただくもの**

- ・印鑑
- ・平成30年1月から12月までの収支計算の分かる書類
- ・会社などにお勤めの方または公的年金などを受給されている方は、源泉徴収票（原本）
- ・社会保険料、生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料などの払込証明書
- ・医療費控除を受ける方は医療費控除の明細書、寄付金控除を受ける方は領収書など、その他必要な控除証明
- ・マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カードおよび運転免許証などの身分証明書
- ・控除対象配偶者および扶養親族の方のマイナンバーカードまたは通知カードなど個人番号の確認ができるもの
- ・所得税の還付がある場合、申告者の口座番号が分かるもの

**ご注意ください**

- ・表中の対象地区はあくまでも参考です。いずれの会場でも、対象地区以外の方の申告相談も受け付けています。
- ・市役所税務課窓口での申告相談は行っていません。
- ・申告内容によっては、税務署に相談していただく場合があります。

**平成30年分の所得税および消費税の確定申告**

行田税務署では、平成30年分の所得税等の確定申告の相談および申告書の受け付けを2月18日(月)から3月15日(金)まで、消費税等は4月1日(月)まで行います。

申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しください。会場の混雑状況により、受け付けを早めに締め切ることがあります。

**配偶者控除・配偶者特別控除の改正**

平成30年分の確定申告から次のとおり改正されます。

**配偶者控除**

申告者本人の合計所得金額が1千万円超える場合、配偶者控除を受けられないことになりました。また、控除額について、改正前は一律38万円とされていましたが、改正後は、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なることとなりました。

**配偶者特別控除**

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なることとなりました。なお、申告者本人の合計所得金額が1千万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用はありません。

▶問い合わせ 行田税務署 ☎ 556—2121